

高齢者肺炎球菌予防接種費用助成のお知らせ

福祉健康課

町では、高齢者の肺炎とその重症化を予防するため、肺炎球菌ワクチンの予防接種をされる方に、接種費用の一部を助成します。

【対象者】接種時笠松町に住民登録または外国人登録のある65歳以上（接種日現在）の方

【助成額】4,000円（ただし、接種費用が4,000円未満の場合はその接種費用）

【助成回数】1人1回のみ

【助成方法】

| | 羽島郡内の医療機関で接種する場合 | 羽島郡外の医療機関で接種する場合 |
|----------|--|--|
| 接種・申請の方法 | ①医療機関へ予約。 ②医療機関に設置してある「高齢者肺炎球菌予防接種費用に関する助成申請書」を記入し接種を受ける。 ③町の助成額4,000円を差し引いた接種費用を支払う。（接種費用は医療機関によって異なります） ※接種後、役場に申請する必要はありません。 | ①医療機関で接種費用を全額支払い、接種を受ける。（接種費用は医療機関によって異なります） ②医療機関で接種した証明（接種済証など）と接種費用のわかる領収書をもらう。 ③接種後3カ月以内に、役場福祉健康課、福祉健康センターへ申請する。 ※申請後、助成金を接種された方の口座に振り込みます。 |
| 持ち物 | <接種時に必要なもの> ・保険証など（住所・生年月日のわかるもの） ・印鑑 | <申請時に必要なもの> ・申請書（接種前または申請時に、役場福祉健康課、福祉健康センターでお渡します） ・印鑑 ・領収書 ・接種した証明（接種済証など） ・振込先のわかるもの |

【注意事項】

この予防接種は任意接種で、予防接種法に基づく定期の予防接種ではありません。接種にあたっては医師とよく相談してください。なお、接種後健康被害が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の医薬品副作用被害救済制度により救済されます。

【問合せ先】福祉健康課

4月1日からスタートします 清流の国ぎふ森林・環境税

県民税均等割に加算するため新たな手続きは必要ありません。

税のしくみ

- ◎納める人 県民税均等割を納めている方（個人・法人）
- ◎税率 【個人】年額1千円
【法人】年額2千円～8万円
- ◎課税期間 5年間（5年後に見直しを行います）

税の使いみち

- ◎環境保全を目的とした水源地域などの森林整備
- ◎広葉樹林の整備や鳥獣害の防除
- ◎希少野生生物の保護、外来生物の駆除、流域河川清掃、河川魚道の機能回復
- ◎教育施設の木造・木質化、木製学習教材の導入
- ◎県民参加の環境保全活動や子どもたちへの環境教育

【問合せ先】 県庁 ■税のしくみについて

総務部 税務課
☎272-1153

■税の使いみちについて

（森林について）
林政部 林政課
☎272-8470

（環境について）
環境生活部 環境生活政策課
☎272-8202



航空宇宙産業に
貢献する

株式会社 光製作所
羽島郡笠松町中野
☎387-4361

不動産取引全般

赤門不動産

羽島郡笠松町北及 ☎387-3304